

① 記入例

書き方の例

② 現住所

今すんでいるところ

③ 氏名

あなたの名前

④ 書き間違えた場合は、二重線で訂正してください。訂正印は不要です。

書き間違えたときは、書き間違えたところに二重線を引いて、書き直してください。
はんこは、押さなくていいです。

⑤ 長岡市長

長岡市長

⑥ 調整給付金（※）支給要件確認書

調整給付金をもらうための確認書

⑦ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として1万円単位に切り上げて算定した額を支給するものです。

調整給付金とは「定額減税」を十分に受けることができない人がもらえるお金です。
「定額減税」とは、物の値上がりによって困っている人を助けるために、所得税と住民税を合わせて最大4万円分を免除するものです。

⑧ 令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

あなたは調整給付金をもらえます。金額は下に書いてあります。

⑨ 下記の内容を確認のうえ必要事項を記入し、必要書類を添付して、令和6年10月31日（木）（消印有効）までにこの確認書を返送して下さい。審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

下に書いてあることを確認して、必要なところを書いてください。そして、すべて書き終わったら、2024年10月31日（木曜日）までに郵便で送ってください。（この日までに郵便局に出してください。）

この紙に書いてあることがすべて合っていれば、お金を振り込みます。

⑩ 支払方法 口座振込

お金の もらい方 口座に 振り込みます。

⑪ 支給日 確認書を受理した日から約4週間後

お金を もらえる日 この紙が 市に 届いてから だいたい4週間後

⑫ 支払口座

支払口座 ○○銀行○○支店 普通 1234※※※

⑬ 「支給口座」欄が空欄の場合、振込希望口座の記入・口座確認書類の添付をお忘れなく！

詳細は、裏面をご覧ください。

「支給口座」の ところに 何も 書いていないときは、 お金を 振り込んでほしい口座の 通帳や キャッシュカードの コピーが 必要です。 くわしくは、 裏面を見てください。

⑭ 支給予定額 万円

※「支給口座」欄が空欄の場合は、中面で振込口座を選択・記入してください。

もらえる金額 ●●円

※「支給口座」の ところに 何も 書いていないときは、 (2)の ②に お金を 振り込んでほしい 口座を 書いてください。

⑮ スマホでも手続きできます！

スマートフォンでも 手続きが できます！

⑯ 二次元コードを読み込み、スマートフォンやPCから手続きができます。※その場合、本書の返送は不要です。

二次元コードを 読み込んで、 スマートフォンや パソコンから 手続きをする場合は、 この紙は 送らなくてもいいです。

⑰ 調整給付金の支給額及び算出式

もらえる金額と 計算式

⑱ 所得税

所得税 < 1年間の 所得に かかる 税金 >

⑲ 定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数) 円

定額減税できる 金額 30,000円 × (本人と 扶養親族を 合わせた 人数)

⑳ 令和6年分推計所得税額 (下記注意事項※1参照)

2024年分推計所得税の 金額 (下の 「注意すること※1」を 見てください。)

㉑ 控除不足額 (①) (<0の場合は0)

控除しきれない 金額 (①) (0円より 少ない場合は 0円)

㉒ 住民税所得割

住民税所得割<前の 年の 所得によって 決められた 税金>

㉓ 定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)

定額減税できる 金額 10,000円 × (本人と 扶養親族を 合わせた 人数)

㉔ 令和6年度住民税所得割額

2024年度住民税所得割の 金額

㉕ 控除不足額 (②) (<0の場合は0)

控除しきれない 金額 (②) (0円より 少ない場合は 0円)

㉖ 調整給付金

調整給付金

㉗ 所得税 控除不足額 (①)

所得税分 控除しきれない 金額 (①)

㉘ 住民税所得割 控除不足額 (②)

住民税所得割分 控除しきれない 金額 (②)

㉙ 控除不足額 計 (③)

控除しきれない 金額の 合計 (③)

㉚ 調整給付金支給額 (③を1万円単位に切上げ) 万円

もらえる金額 ●●円

㉛ (注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます(ただし国外居住者は除く)。

(注意)「扶養親族の人数」には、所得が基準よりも少ない夫や妻、まだ16歳になっていない子どもを含みます。(ただし、日本に住んでいない人は含みません。)

㉜ 注意事項 (必ずお読みください)

注意すること (必ず 読んでください)

㉝ ※1 「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、市が把握している令和5年分の課税資料をもとに、国が提供する「算定ツール」を使用して算出された推計額を記載しております。そのため、確定申告書や源泉徴収票の令和5年分所得税額と一致しない場合があります。令和6年分所得

税額が確定し、給付不足がある場合は、令和7年度以降に追加給付予定です。

※1 「2024年分推計所得税の金額」の数字は、2023年分の所得をもとに計算した金額です。2024年分の所得税の金額が決まった後、今回の支払いが足りなかった人には、追加でお金を支払う予定です。

③④ ※令和6年中に市外に転居する予定の方又は転居した方は、本確認書が、追加給付に際して必要となる場合があるため、写し（コピー）を取って大切に保管ください。

※2024年12月31日までに長岡市外に引っ越しをする予定の人や、引っ越しをした人は、追加でお金をもらうときに、この紙が必要になる場合があります。この紙のコピーをとって、大切にっておいてください。

③⑤ ※上段の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したものとみなします。

※2024年10月31日までにこの紙を送らないと、お金をもらえません。

③⑥ ※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れ、理由を記入してください。

【私は給付金を受給しません □ 理由：】

お金をもらうのを断るときは、下のチェック欄（□）にレを書いてください。そのとらに、お金をもらうのを断る理由を書いてください。

③⑦ 受給を辞退する場合にのみチェック欄（□）にレを入れてください。また、受給しない理由を記入してください。

お金をもらうのを断るときだけチェック欄（□）にレを書いてください。また、お金をもらうのを断る理由を書いてください。

③⑧ 上記記載内容に異議ありません。※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

上に書いたことは間違っていない。

※嘘をついて書いたときは、お金を返してもらうことがあります。また、罪になることがあります。

③⑨ 氏名

名前

④⑩ 確認書が送付された本人の氏名となりますのでご注意ください。

この紙が届いた本人の名前を書いてください。

④⑪ 確認日

確認した日

④② 連絡先電話番号

電話番号

④③ 日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

内容に不明な点等があった場合、確認・連絡させていただきます。

日に 電話することができる 電話番号を 書いて ください。

書いてもらったことに、 わからないこと等が あったとき、 電話をします。

④④ 必要書類等貼り付け用紙

必要な 書類を 貼り付けるところ

④⑤ 振込先金融機関口座確認書類

(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

お金を 振り込んでほしい 口座の 通帳や キャッシュカードの コピー

(銀行の 名前、 口座番号、 口座を 持っている人の 名前(カタカナ)が 書いてある部分)

④⑥ ※左面「(2) 給付金の振込先口座の変更等」の②に記入した口座への振込を希望する場合は、記入した口座の確認書類(コピー)を添付してください。

※「(2) お金を 振り込んでほしい 口座を 変えたいとき」の ②に 書いた 口座に 振り込んでほしいときは、 書いた 口座の 通帳や キャッシュカードの コピーを 貼り付けて ください。

④⑦ ※表面中段枠内の「支給口座」欄に記載の口座、または「現に使用している個人住民税の引落口座」への振込を選択された場合は添付不要です。

※表面の「支給口座」の ところに 書いてある 口座、または「個人住民税の 引落口座」に 振り込んでほしいときは、 何も 貼り付けなくて ください。

④⑧ 通帳(見開き部分)やキャッシュカードの写しを添付

→④⑤と同じ内容なのでカット

④⑨ ※表面中段枠内の「支給口座」欄に記載の口座、または左面(2)で「①現に使用している個人住民税の引落口座」への振込を選択された場合は添付不要。

→④⑦と同じ内容なのでカット

⑤⑩ 本人確認書類【代理人による確認または受給の場合のみ】

※本人がこの確認書を記入及び受給する場合は添付不要です。

本人とわかるものの コピー【代わりの人が この紙を 書いたり お金を もらうときだけ、 貼り付けて ください。】

※本人が この紙を 書いたり 本人の 口座に お金を 振り込んでほしいときは、 何も 貼り付けなくて ください。

⑤① ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、在留カード、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のうち、いずれかひとつ。

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、在留カード、介護保険証、パスポートのコピーのうち、どれかひとつ。

⑤② ※本人と代理人分それぞれの本人確認書類（写し）の添付が必要です。

※本人と 代わりの人の、それぞれの 運転免許証などの コピーを 貼り付けてください。

⑤③ ※本人が本書類を記入した場合であっても、本人以外の名義の口座に振り込みを希望する場合は、本人と代理人（口座名義人）それぞれの本人確認書類の写しが必要です。併せて、左面の「代理人」欄も忘れず記入してください。

※左の「代わりの人」の ところを 忘れずに 書いてください。

⑤④ 本人確認書類の写しを添付。（代理人による確認または受給の場合のみ）

※本人がこの確認書を記入し、本人名義の口座に振込を希望する場合は添付不要。

→⑤①と同じ内容なのでカット

⑤⑤ 給付金の振込先口座の変更等

お金を 振り込んでほしい 口座を 変えたいとき

⑤⑥ 表面中段枠内の「支給口座」欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下いずれか1つのチェック欄（□）にレを入れてください。

表面の「支給口座」の ところに 何も 書いていないときや、「支給口座」とは 違う 口座に お金を 振り込んでほしいときは、①か ②の どちらか 1つの チェック欄（□）に レを 書いてください。

②に チェックを つけたときは、お金を 振り込んでほしい 口座を、 下の 口座を 書くところに 書いてください。

⑤⑦ ① 現に使用している個人住民税の引落口座への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）

※当該口座の確認のため、担当部局に照会することを承諾したものとみなします。

①個人住民税の 引落口座に お金を 振り込んでください。

※ただし、この引落口座が 本人の 口座の 場合に 限ります。

（通帳や キャッシュカードの コピーは 貼らなくていいです。）

※この引落口座を、 担当の 部署に 確認することに 同意したと みなします。

⑤⑧ ② 下記の口座への振込を希望します。

（通帳等の写しを添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

下に 書いてある 口座に お金を 振り込んでください。

（通帳や キャッシュカードの コピーを 貼り付けてください。長い間 使っていない 口座は 書かないでください。）

⑤9 表面の「支給口座」欄に記載の口座へ振込を希望する場合この項目は記入不要です。

表面の「支給口座」に お金を振り込んでほしいときは、ここには何も書かないでください。

⑥0 表面の「支給口座」欄が空欄、または別の口座への振込を希望する場合

該当する下記いずれかの番号欄（□）にレを入れてください。

① 現に使用している個人住民税の引落口座があり、そこに振込を希望する場合。※ただし口座名義が、給付対象者本人の名義である場合に限りです。

② 新たに口座を指定する場合、希望する振込先の金融機関名等を下記の受取口座記入欄に記入してください。

→⑤8～⑤9と同じ

⑥1 表面「支給口座」欄

表面「支給口座」

⑥2 金融機関名

銀行の名前

⑥3 支店名

支店の名前

⑥4 分類

分類

⑥5 口座番号（右詰めでお書きください。）

口座番号（右が余らないように書いてください。）

⑥6 口座名義（カナ）

※通帳の表記に合わせてください。

口座を 持っている人の名前（カタカナ）

※通帳に 書いてある名前をそのまま書いてください。

⑥7 ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。

ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行に お金を振り込んでほしいときは、通帳を開いたところの左上か、キャッシュカードに 書いてある記号・番号を 書いて ください。

㉞ 通帳記号 6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。

通帳記号 (6個目の 数字が ある場合は、「※」に 書いて ください。)

㉟ 通帳番号 (右詰めでお書きください。)

通帳番号 (右が 余らないように 書いて ください。)

㊱ 口座名義 (カナ)

※通帳の表記に合わせてください。

口座を 持っている人の 名前 (カタカナ)

※通帳に 書いてある 名前を そのまま 書いてください。

㊲ ゆうちょ銀行の場合、下段に記入してください。

ゆうちょ銀行は、 下の 段に 書いてください。

㊳ (注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、長岡市給付金専用コールセンター(0258-39-2347 平日8:30~17:15)までお問い合わせください。

(注意) 銀行の 口座を 持っていない人など、どうしても 口座で お金を もらうことができない人は、 ながおかしきゅうふきんせんようコールセンター(0258-39-2347)に 電話してください。

電話を できる 時間は、 月曜日 から 金曜日 までの 午前8時30分から 午後5時15分 までです。

㊴ 代理人が記入または受給等する場合は、以下にも記入してください。

(※本人が記入する場合であっても、本人以外の名義の口座に振り込みを希望する場合は、こちらにも記入が必要です。)

代わりの人が この紙を書いたり、 お金を もらうときは、 下の 「代わりの人」の ところも 書いてください。

(※本人が この紙を 書く場合でも、 本人とは 別の 人の 口座に お金を 振り込んでほしいときは、 こちらにも 書いてください。)

㊵ 代理人

代わりの人

㊶ (フリガナ) 代理人氏名

(読み方) 代わりの人の 名前

㊷ 代理人が確認または受給する場合のみ記入してください。

代わりの人が 手続きをしたり、 お金を もらうときだけ 書いてください。

㊸ 本人との関係

本人との 関係

㉞ 代理人生年月日

代わりに 手続きする人の 生まれた日

㉟ 代理人現住所 電話

代わりにの人の 住んでいるところ 電話番号

㊱ 確認書が送付された本人の氏名となりますのでご注意ください。

この紙が 届いた 本人の 名前を 書いてください。

㊲ 上記の者を代理人と認め、

調整給付金の

確認・請求

を委任します。

受給

←法定代理の場合は委任方法の選択は不要です。

確認・請求及び受給

うえに 書いた人に

調整給付金の

お金を もらうための 手続き

を 任せます。

お金を 受け取ること

←法定代理のときは、書かなくていいです。

手続きと お金を 受け取ること

㊳ 本人氏名 署名

本人の 名前 署名 (本人が 手書きで 名前を 書いてください。)

㊴ 提出書類の確認をしましょう

(記入・チェック漏れ、添付書類の不備がある場合、給付を受けられません)

提出するものを 確認しましょう

(書いたことが 間違っていたり、必要な 書類の コピーを 貼り付けていないときは、お金を もらえません。)

㊵ 調整給付金支給確認書 (この書類)

※必要事項はすべて記入されていますか？

【表面】氏名、確認日、連絡先電話番号

【中面】振込口座の選択、記入 (表面の「支給口座」欄が空欄の場合)

調整給付金支給確認書 (この紙)

※必要な ところを すべて 書きましたか？

【表面】 名前、 確認した日、 電話番号

□【**中面**】 お金を振り込んでほしい口座（表面の「**支給口座**」のところに何も書いていないときは、必ず書いてください。）

㉔ 添付書類に不備がないか必ず確認をお願いいたします。添付書類に不備がある場合、給付を受けられません。

貼り付けた書類のコピーに間違いや足りない部分がないか、必ず確認してください。間違いや足りない部分があったときは、お金をもらえません。

㉕ 受取口座を確認できる書類の写し

※「(2) 給付金の振込先口座の変更等」で、②をチェックした場合のみ添付してください。

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を右面の「必要書類等貼り付け面」に添付してください。

お金をもらう口座の通帳やキャッシュカードのコピー

※「(2) お金を振り込んでほしい口座を変えたいとき」で②にチェックをつけたときだけ貼り付けてください。

※通帳やキャッシュカード(お金をもらう口座の銀行の名前、口座番号、口座を持っている人の名前が書いてある部分)のコピーを右の「必要な書類を貼り付けるところ」に貼り付けてください。

㉖ 本人確認書類の写し【代理人の場合のみ】※本人がこの書類を記入及び受給する場合は添付不要です。

※本人確認書類は、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、在留カード、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)のうち、いずれかひとつ

※本人と代理人分それぞれを、右面の「必要書類等貼り付け面」に添付してください。

本人とわかるもののコピー【代わりの人がこの紙を書いたり、お金をもらうときだけ、貼り付けてください。】

※本人がこの紙を書いて、本人の口座にお金を振り込んでほしいときは、何も貼らないでください。

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、在留カード、介護保険証、パスポートのうち、どれかひとつを貼り付けてください。

※本人と代わりの人の、それぞれの運転免許証などのコピーを貼り付けてください。

㉗ 記入後の「支給確認書(この書類)」を、コピーまたはスマホ等で撮影しておくことをおすすめします!

支給金額や指定した振込口座等を後から確認したい場合に役立ちます。

「支給確認書(この紙)」を書き終わったら、コピーや写真をとっておくことをおすすめします!

この紙を 送った後でも、 もらえる金額や、 お金が 振り込まれる 口座を 確認することができます。